

様式1〔申し合わせ事項〕 【委員会、全協：共通様式】

令和 元年 7月19日

東員町議会 議会運営委員会

委員長 川瀬 孝代 様

東員町議会 議会運営委員会

副委員長 大崎 潤子

研 修 報 告 書

研修期間	令和元年 7月 8日 (月) ～ 7月 9日 (火) 【 2日間】
研修 (視察) 先	長野県飯綱町・大町市
目的 (テーマ等)	政策サポーター制度について 議会における事務事業評価について
資料添付の有無	有 ・ ☒ 無

※ 研修概要、内容、所感などは、次ページに記入すること。



飯綱町は、平成の大合併で牟礼村と三水村が合併し 2005 年に発足。長野市に隣接し、面積 75 キロ m²、コメとリンゴの生産を中心にする農業が基幹産業の町です。

「議会力を向上させ、町長と切磋琢磨する議会へと」題して、議会改革 10 年の実践で明らかになったことを議長自ら説明されました。

目指す議会像として、住民に開かれた議会、町長と切磋琢磨する議会、政策提言できる議会など 6 点に集約。また、改革課題として、一般質問に一問一答方式を導入、議会への住民参加を広げる。政策立案・条例制定に取り組む。行政への監視・批判機能を充実させるなど 8 項目を明確にしました。

- ・議長選挙から始まる議会改革。議長選挙マニフェストを発表し徹底した議論を重ねて議長を決めます。チーム議会をまとめるには必要なことで、任期は 2 年です。

- ・二元代表制を機能させる努力。一般質問の中で「検討したい」と答弁した事業は、半年ごとに検討結果を議会に書面で報告する。「議会だより」で住民に公表する。

- ・「チーム議会」の政策提言活動を重視し「政策サポーター制度」を新設。新設した理由は、①開かれた議会にするためにも議会活動への町民参加を広げる。②定数が減る中で、町民の知恵を借りて政策づくりを協働ですすめることです。

サポーターの選考は公募と要請で。議会からの要請は、議員のいない集落、若者や女性を重視し、地域と住民の声を広く政策に反映させるための工夫をしています。参加住民は延べ 58 人（男性 34 人、女性 24 人）。サポーター決定後、学習と議論を開始し、7～10 回の会議（夜が多い）を開催。費用弁償として 1 回 3000 円（第 4 次から 4000 円）。

町長に提言書を提出。提案が具体化され実行された内容は、①人件費削減 ②時間外保育料の一部無料化 ③地域振興係の新設 ④集落振興事業の強化と予算の増額。（平成 26 年 9 月定例会で、議員提案による「集落振興支援基本条例」を制定）

- ・開かれた議会と住民参加は、議会と議員活動の「見える化」です。

「町民と議会との懇談会」は地域別、テーマ別、各種団体で実施。

休日議会（26 人）、夜間議会（一般質問・3 日間で 60 人）、模擬議会、中学生議会は 2019 年も開催予定。（休日・夜間議会は経費の問題もあり実施しない）

「議会だより」モニター制度のモニターの任務は「議会だより」の内容及び編集に関して提言。議会の依頼に応じてモニター会議、座談会への出席、アンケートへの回答など任期は 2 年、延べ 177 人が経験。公募と議会推薦、特に議員のいない集落、また、女性と若者を重視しています。

モニターには「たより」発行時にアンケート用紙を担当議員から配布し回収します。手渡しをするのでほぼ 100%回収です。モニターから毎回 100 項目以上の意見などが寄せられ、モニターは議会の応援団です。政策サポーター制度やモニター制度の経験者から 5 人議員が誕生しています。

報酬・定数問題は避けて通れない問題であるが、議会と議員の役割を周知したり、住民と共に考える機会を持ったりしながら、議会改革を前進させ一定の成果があったので、一般的に住民が批判的に考えるテーマであっても町民の理解を得ることができ、報酬の増額になったとの説明を受けました。

<所感>

まず驚いたのは、議長が中心で議事進行されたことです。これまで、どこに視察に行っても事務局が議事進行係でした。議会のことは議会で責任を持つ、議長のリーダーシップの発揮に強いものを感じました。

サポーター制度やモニター制度の選考に、議員が出ていない地域や若者・女性を重視し、地域住民の声を広く反映させるための工夫をしていることは見習うべきことと思いました。議会の政策提言を積極的に受け止め、行政施策に生かす町長の基本姿勢も素晴らしいと思いました。

「集落機能の強化と行政との協働」については、計画を立てれば5万円、その計画をもって実施すれば、5年間で300万円の支援は町民との信頼関係の上に成り立っていると思いました。

全国的に議員のなり手不足の声がある中で、サポーターやモニター制度の導入により、住民に発言の機会を議会が積極的に提供していることです。

議員は聞く力を持つことこそ大事だと思いました。住民と議会との幅広い交流、意見交換は議員のなり手を増やす一助にもなりうるし、町づくりにもつながっていくと思いました。

まず、10月実施の第1回町政報告会に向けての取り組みを全議員で進めていくべきと思いました。

大町市は、長野県北西部、北アルプス連峰のふもとにあり、多くの観光客で賑わう山岳観光都市です。

大町市では事務事業評価について研修しました。

平成22年10月に大町市議会基本条例が制定されました。その中に、「議会は市長等と常に緊張ある関係を保持し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うものとする」と規定されている。そこでより深い事務事業の監視及び効果的な決算審査を行い、議会の機能を強化するために、平成26年度から本格的に導入することになった。

- ・評価方法は、

決算審査特別委員会の分科会単価で評価し、最終的に決算審査特別委員会全体会として評価を決定。

- ・評価対象は、

市の事務事業（政策経費のみ）を評価対象。

- ・実施期間、

6月定例会に決算審査特別委員会を設置し、9月定例会最終日まで評価結果をまとめる。

- ・評価手順、

市の事務事業一覧資料から決算審査特別委員会の各分科会に関係する事業から5事業を選定する。分科会を開催し市所管課の内部評価に基づく資料提供や説明を受け、質疑等を行い各委員会が評価シートに基づき評価し、分科会内の協議を経て、分科会としての評価をまとめる。

- ・評価結果、

議長から市長への提言。ホームページ等での公表。3 月定例会予算審査で提言内容等の確認。(文書での回答)

- ・課題・見直し、

評価実施後、課題を検証し翌年の事務事業評価へ反映させることが必要。行政側からの回答を箇条書き方式に統一する。

- ・効果として、

事務事業評価結果を公表することで議会から市民に対する情報発信機能が高まる。評価結果を次年度の予算編成や行財政運営に反映させることで、PDCA サイクルを効果的に機能させることでサービス向上が図られる。議員にとっては、事務事業に対する認識が深まり、議員個々の資質や議会力の向上に寄与するとの説明を受けました。また実際行っている事業評価シートや評価結果についても説明を受けました。

<所感>

議長は「行政評価導入の活用」の本を手元に置き、これに沿って実践されていました。その本には付箋やアンダーラインがいっぱい引かれていました。何よりも、事業評価したものはその後どうなったのか、一般質問等で質することが大切であること。また、議会として評価したのだから議会としての立ち位置をしっかりと持つべきである、との言葉が印象に残りました。

東員町では、議会の活動原則第 2 条に「事務事業の調査及び評価を行う」となっているが議会基本条例は 4 月から施行となり、やっと一步を踏み出したところです。2～3 の事業で研究を重ねてみるのも良いのではと思います。

安心・安全で住みやすいまちづくりを進めていくには、議員として、議会として役割をきっちりと果たさねばならないと強く感じました。